

令和2年3月11日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

## 目次

ページ

1	新型コロナウイルス感染症について	1
(1)	新型コロナウイルス感染症とは	1
(2)	国内外の発生状況	2
2	県の対応について	3
(1)	県庁内の対応	3
(2)	県民等への対応	4
(3)	産業における対応	6
(4)	観光における対応	6
(5)	県立学校・市町村教育委員会等への対応	7

## 1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

### (1) 新型コロナウイルス感染症とは

#### ア 新型コロナウイルスの起源

確定的な証拠は見つかっていないが、遺伝子配列が、コウモリ由来のSARS様コロナウイルスに近いこと、コウモリがこの新型コロナウイルスの起源となった可能性が考えられている。

#### ※コロナウイルスとは

人に感染する「コロナウイルス」は、7種類見つかっており、その中の一つが、「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」である。他の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15% (流行期は35%) を占め、多くは軽症に留まるが、残りの2種類のウイルスは、2002年に発生した「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」である。

#### イ 感染経路

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられる。

飛沫感染：感染者の飛沫 (くしゃみ、咳、つば など) と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付く。未感染者がその部分に接触すると感染者に直接接しなくても感染する。

#### ウ 感染力

事例によって様々であるが、一部に特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在する。一方で多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

#### エ 潜伏期間

WHOの知見によれば、現時点で潜伏期間は1日から12.5日 (多くは5-6日) とされており、これまでのコロナウイルスの情報などから、未感染者については14日間にわたり健康状態を観察することが推奨されている。

#### オ 予防法

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行う。

#### カ 重症度

新型コロナウイルスに感染した人は、軽症であったり、治癒する方も多いが、肺炎が重篤化した場合は、人工呼吸器など集中治療を要し、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。

高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方では、重症化するリスクが高いと考えられている。

## (2) 国内外の発生状況（3月8日12時現在 厚生労働省発表）

### ア 国外の発生状況（感染者数の多い10か国を抜粋）

国・地域	感染者数	死亡者数	国・地域	感染者数	死亡者数
中国	80,695	3,097	ドイツ	795	0
韓国	7,134	50	日本	397	6
イタリア	5,883	233	スペイン	374	5
イラン	5,823	145	アメリカ	338	14
フランス	949	16	スイス	228	1

### イ 国内の発生状況（患者数の多い10都道府県を抜粋）

都道府県	患者数	死亡者数	都道府県	患者数	死亡者数
北海道	97	3	千葉県	20	0
愛知県	68	0	和歌山県	12	1
東京都	60	1	兵庫県	9	0
神奈川県	34	1	高知県	9	0
大阪府	33	0	京都府	8	0

### ウ 県内の発生状況（3月8日12時現在）

県内では、3月8日までに34人の感染が確認されており、県又は保健所設置市において、県内医療機関への搬送・入院調整を行うとともに、感染者や濃厚接触者に対し、積極的疫学調査を実施している。

### エ クルーズ船における感染の発生等

#### (ア) 経緯

2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、海上において検疫を実施し、乗客・乗員3,711人のうち、発熱等の有症者及び濃厚接触者等に対して、ウイルス検査を実施した。

#### (イ) 本県の対応状況

県では、国や横浜市、神奈川DMAT等の関係機関と共に、受入れ医療機関の調整や搬送などを行った。

こうした患者の搬送などを、よりスムーズに行うため、2月10日に、「ダイヤモンド・プリンセス号に係る神奈川県新型コロナウイルス対策本部」を設置し、関係機関との連携を強化した。

#### （連携協力機関）

厚生労働省、国土交通省、防衛省・自衛隊、横浜市、神奈川DMAT 他

2月26日までに確認された感染者696人を、本県ほか15都府県の医療機関に搬送し、2月27日に、感染者の搬送業務は終了した。

## 2 県の対応について

### (1) 県庁内の対応

#### ア 体制の強化

県では、県内で国内初の感染者が確認された1月16日以降、危機管理対策会議等を複数回開催し、情報共有と意見交換を行ってきた。

2月25日付けで国の基本方針が示されたことを受け、2月26日に、知事を本部長とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機管理対策本部」を設置するとともに、3月2日に、同本部の下部組織として、新型コロナウイルス感染症への対応を専門に行う「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策部会」を設置した。

また、3月11日に、危機管理対策本部会議を開催し、国の対策強化に向けた動向を情報共有するとともに、国の動向を受けた県の基本方針の改定などについて協議した。

#### 【危機管理対策会議の開催状況】

##### 1月16日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 県内の患者発生に関する情報共有

##### 1月24日 危機管理対策会議

- ・ 専用ダイヤル設置等を情報共有
- ・ 感染対策の関係団体への周知

##### 1月28日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 指定感染症等への指定に関する情報共有
- ・ 指定感染症等への指定に関する関係団体への周知

##### 1月30日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 奈良県在住の新型コロナウイルスに感染した患者の情報共有
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する本県の対応を情報共有

##### 2月3日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 国の動向の共有

##### 2月5日 危機管理対策会議

- ・ ダイヤモンド・プリンセス号で確認された新型コロナウイルス感染症について

##### 2月10日 危機管理対策会議

- ・ 「ダイヤモンド・プリンセス号に係る神奈川県新型コロナウイルス対策本部」の設置について

##### 2月18日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 新型コロナウイルスのまん延防止に向けた庁内向けの方針について

##### 2月26日 危機管理対策本部会議

- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の強化について

##### 3月11日 危機管理対策本部会議

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県の基本方針の期間延長について
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の強化について

## イ 県の基本方針の策定

国の専門家会議を受けた「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」における取組期間を、感染者数の増加による国の対策強化に向けた動向等を踏まえ、2月26日から3月15日までの期間を3月31日まで延長することとした。

(主な取組内容)

- ・ 職員向け対策（テレワーク、時差出勤等の推進）
- ・ 県立学校向け対策（学校行事の原則延期、中止等）
- ・ イベント等の実施の扱い（原則中止又は延期）
- ・ 来庁者への対応（郵送やインターネットによる提出の要請）

## ウ 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ確実な実施

感染者の搬送や入院調整、検査体制の強化、専用ダイヤルの運営など、新型コロナウイルス感染症への対応を迅速に行うため、予備費約2億8千万円を充当する。

## エ 国への要望

全国知事会を通じて、国への緊急提言等を複数回行い、特に本県からは、公表に関する統一的な対応方針の提示や、クルーズ船における集団感染のような非常事態に対する国の対応等について要望した。

また、県内医療機関における医療用マスク等や、県・市町村が所管する高齢者利用施設等におけるマスク、手指消毒液が不足している状況を受け、安定供給や流通体制の確保について、県から要望を行った。

このほか、抗インフルエンザ治療薬アビガンの患者への早期投与等や、新型コロナウイルスのスマートアンプ法を活用した迅速検出法の早期承認についても要望を行った。

## (2) 県民等への対応

### ア 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルの設置

県民からの新型コロナウイルス感染症に関する相談や問い合わせ等に対応するため、1月25日から専用ダイヤルを設置した。

現在、4回線で、毎日9時から21時まで対応している。

【3月4日までの相談件数】延べ7,596件

### イ 帰国者・接触者相談センターの設置

感染の疑いのある方を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行う「帰国者・接触者相談センター」を、2月10日に県内8か所の県保健福祉事務所・センターに設置した。（保健所設置市は、各市で設置）さらに、感染の疑いのある方が24時間相談できるよう、3月1日に同センターを新たに県庁内にも設置し、対応強化を図った。

【3月4日までの相談件数】延べ11,660件（保健所設置市含む）

※3月1日からの体制

- ・ 平日昼間（8:30～17:15）  
各保健福祉事務所・センター設置の帰国者・接触者相談センターで対応
- ・ 平日夜間（17:15～翌朝 8:30）及び休日（24 時間）  
県庁内設置の「帰国者・接触者相談センター」で対応

#### ウ イベント・講座等への対応

県が主催するイベント等については、2月25日の国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、危機管理対策本部会議（2月26日開催）において、不特定多数の方が集まるイベント等は、3月15日までの間、原則、中止又は延期とする旨、方針を決定し、各局に周知するとともに、その状況を県ホームページで公表した。

#### エ LINE 公式アカウントの開設

県民に必要な情報を提供し、適切な行動を取っていただくため、LINE 株式会社の協力のもと、LINE 公式アカウントを新たに3月5日から開設した。

- (ア) 個人に合わせた情報提供  
体調、年齢、持病などの情報を LINE 上で入力することで、個人に合った、適切な行動に向けた情報を提供する。
- (イ) チャットボットによるお問合せ対応  
新型コロナウイルスに関する質問を LINE 上で入力することで、自動で回答が返ってくる機能を実装し、県民が知りたいことに、素早く回答する。
- (ウ) 蓄積したデータの分析による実態把握  
収集・蓄積したデータについて、アカデミア等と連携して分析を行い、実態を把握します。これにより、公衆衛生学的観点から有効な対策を検討する。

#### オ 「新型コロナウイルス感染症対策サイト」の開設

新型コロナウイルス感染症への対応の過程で収集した情報を関係機関と共有するとともに、県民への情報公開を進めるため、3月11日から「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を開設する。

- (ア) 情報収集の取組み  
県内医療機関の稼働状況、帰国者・接触者相談センターの状況、PCR 検査数などを医療機関への調査等を通じて、タイムリーに把握している。
- (イ) 関係機関への情報提供  
収集した情報の一部を医療機関や市町村等と共有し、関係機関との相互連携につなげる。
- (ウ) 県民への一般公開  
「新型コロナウイルス感染症対策サイト」に、神奈川県の新型コロナウイルスに関する情報を集約し、最新の感染動向などを一般公開する。

### (3) 産業における対応

#### ア 「経営相談窓口」の設置

金融課、(公財) 神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社) 商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、1月30日より経営や金融に関する相談対応を開始した。

#### イ 中小企業制度融資による資金繰り支援

新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受ける県内中小企業を「売上・利益減少対策融資」の融資対象に追加して、金利と信用保証料負担を軽減して支援することとし、2月7日から制度融資取扱金融機関等で融資相談の受け付けを開始した。

また、今回、いち早く対応した「売上・利益減少対策融資」とは別枠の、「セーフティネット保証4号」を発動するよう国に要請し、3月2日に、県内全域が指定され、速やかに「新型コロナウイルス対策特別融資(別枠)」を創設した。

さらに、3月6日、国が、特に重大な影響が生じている「宿泊業」「飲食業」など40業種をセーフティネット保証5号の対象業種として追加指定したことにより、これらの業種についても、県の「セーフティネット保証5号融資」が利用できるようになった。

### (4) 観光における対応

#### ア 観光客等への情報発信

##### (ア) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、県の新型コロナウイルスの感染症に関する特設サイトへのリンクやイベントの中止情報等を発信している。

##### (イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」(9言語)において、咳エチケット等の感染拡大防止や新型コロナウイルスへの問合せにも多言語(4言語)対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。

##### (ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナ感染症拡大防止のため、咳エチケット等、インフルエンザと同様の感染症対策の推奨について、市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

#### イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

1月27日の中国政府における国内外の団体旅行等の禁止を受けて、県観光魅力創造協議会の構成員(県宿泊団体等)、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリングを実施している。



## ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

## (5) 県立学校・市町村教育委員会等への対応

1月16日以降、文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校や市町村教育委員会等へ周知を図ってきた。

2月28日に文部科学事務次官通知を受け、県教育委員会から、学校設置者として「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」を県立学校へ通知するとともに、全市町村教育委員会へ同様の対応を要請した。

**ア** 全県立学校は、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業  
**イ** 市町村教育委員会に対して、県教育委員会と同様の対応を執るよう要請

**ウ** 卒業式、入学式及び入学予定者説明会については、規模縮小等を行い感染防止策を講じ実施

**エ** 公立高等学校入学者選抜については、感染防止策を講じ実施

- ・休業の期間については、今後の状況の変化により変更することがある。
- ・また、3月2日については、幼児、児童、生徒への指導、保護者への連絡等の必要がある場合は、短時間の児童、生徒の登校は差し支えないものとする。
- ・併せて、全県立学校に休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置するとともに、県立特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「児童、生徒の居場所」を学校に設けることを検討し、実施する。
- ・この「児童、生徒の居場所」については、市町村立学校についても検討し、実施するよう特段の配慮を依頼している。